

ローカル・ルール

1. コースの境界は白杭をもって標示し、アンダーリペアは青杭及び白線をもって標示し、レッドペナルティーエリアは赤杭をもって標示する。
2. リバーコース No2、No3、No4、No5 においてティーショットがレッドペナルティーエリア内にあるか、球は見つからないがレッドペナルティーエリア内にあることがほぼ確実な場合、プレーヤーは次のいずれかの処置をとる事ができる。
 - (i) 1 罰打のもとに球を指定ドロップ区域にドロップ
 - (ii) 規則 17 に基づく処置2 打目以降は、レッドペナルティーエリアの処置（規則 17）にてプレーを行う。
3. レッドペナルティーエリアの橋の上はプレー禁止とする。
4. ルート No2、No3 ホールをプレー中に打った球が赤と白の縞杭を越えた場合はプレー禁止とし、プレーヤーは次のいずれかの処置をとる事ができる。
 - (i) 1 罰打のもとに縞杭を横切った地点より 2 クラブレングス以内にドロップし次のストロークを行う。
 - (ii) 1 罰打のもとに直前のストロークを行った場所から次のストロークを行う。
5. レイク No1、No4、No6、No7、No8、ルート No1、No2、No3、No5、リバー No6、No9 において第 1 打目の球が紛失、又は OB の時は特設ティよりプレーイング 4 で次のストロークを行う。
6. レイクコース及びリバー No8、No9 ホールにおいて打った球が OB ゾーン又は境界線を越えて隣接するホールに入った場合は OB とする。
7. 電磁誘導カート用の 2 本のコンクリート軌道は全幅をもってカート道とみなす。球がこのカート道路に止まっているか、スタンスのかかる場合は、プレーヤーは規則 16-1b に基づく救済を受ける事ができる。
8. バンカー内に青杭が 1 本立ててある場合は、バンカー全体を修理地とし、その全体をジェネラルエリアとする（青杭で囲むを含む）
9. ジェネラルエリアにおいて、芝張り替え箇所、鳥獣被害箇所は、青杭または白線で囲まれていない場合でも修理地とし、またバンカー内の流水箇所に球が止まった場合もその箇所を修理地とし、規則 16-1b に基づき救済を受ける事ができる。
10. ホールアウトを終わったグリーン上、及びその近くでの練習ストロークを行ってはならない。
11. 食事等、プレーが中断となっている場合、指定練習場（パッティンググリーン、バンカー、インドアレンジ）での練習をすることができる。
12. ローカルルールに記載されていない事項はすべて JGA 競技規則による。
13. ローカルルールの追加、または訂正は、そのつどクラブハウスに掲示する。
14. 本ローカルルールの違反はマッチプレーではそのホール負け、ストロークプレーでは 2 打付加。